

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
21	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部 廃止	環境省	1～6
22	災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化	内閣府	7～8
10	医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大	厚生労働省	9～20
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任	国土交通省	21～30
32	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等 の都道府県への移譲	経済産業省	31～34
38	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大	国土交通省	35～37
39	都市計画の軽易な変更の見直し	国土交通省	38～39
40	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	40～41

## ①水質総量削減制度について

### 制度の概要

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、これら海域における汚濁負荷量を削減する制度。これまで、5年ごとに7次にわたり実施している。

- 指定項目：COD（化学的酸素要求量）、窒素、りん（窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加）
- 指定水域・指定地域：以下のとおり

#### 東京湾

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との関係地域

#### 伊勢湾

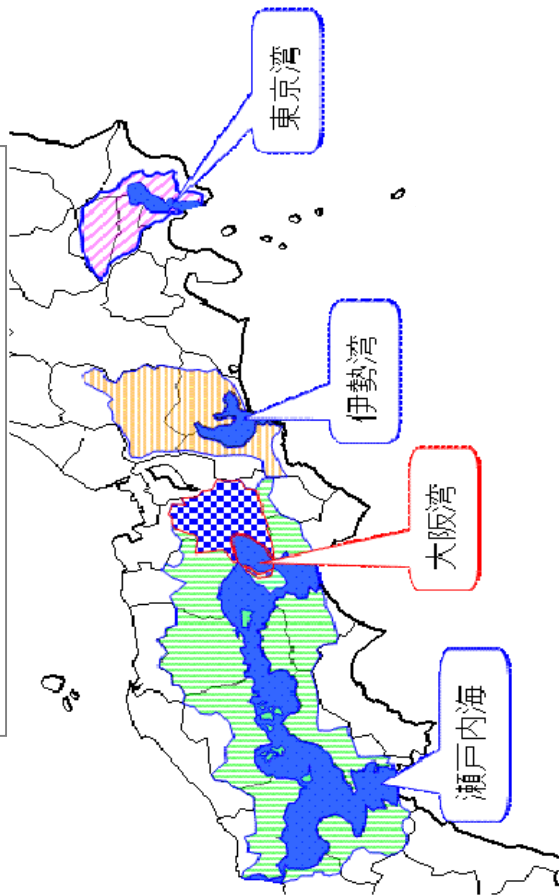
岐阜県、愛知県、三重県との関係地域

#### 瀬戸内海

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県との関係地域

根拠：水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和53年改正により導入）

#### 対象海域と対象地域 （20都府県との関係地域）



## ②水質総量削減制度の概要

### 総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

義務付け・枠付けの第4次  
見直し(H25.3.12閣議決定)  
を踏まえ、局長通知を发出

- ・水質汚濁防止法第4条の2
- ・都府県知事意見聴取
- ・公害対策会議の議を経る

- 標準処理期間の設定  
事前調整 1ヶ月程度
- 正式協議 40日程度

### 総量削減計画(都府県知事)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、削減目標量の達成方途、  
その他汚濁負荷量の総量の削減に<sup>(※)</sup>必要な事項

- ・水質汚濁防止法第4条の3
- ・公害対策会議の議を経て環境大臣が同意

### 総量規制基準

- ・日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対する**負荷量**(=濃度×水量)の規制

### 削減指導等

- ・小規模事業場等対策
- ・未規制事業場対策
- ・農業、畜産農業等

### 事業の実施

- ・下水道・浄化槽等の整備
- ・その処理の高度化

※藻場・干潟の保全・再生、底質改善対策等

# 参考1：総量削減基本方針について（1）

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針  
 （例：瀬戸内海）

## ○削減の目標（平成26年度） ※括弧内は平成21年度における実績

瀬戸内海

（単位：トン／日）

（参考）大阪湾

（単位：トン／日）

	COD	窒素	りん
生活排水	201 (221)	138 (143)	10.7 (11.4)
産業排水	215 (193)	111 (95)	7.0 (6.5)
その他	56 (54)	191 (195)	9.7 (10.1)
合計	472 (468)	440 (433)	27.4 (28.0)

	COD	窒素	りん
兵庫県	50 (53)	52 (53)	2.8 (2.9)
:	:	:	:
合計	472 (468)	440 (433)	27.4 (28.0)

	COD	窒素	りん
生活排水	80 (83)	59 (61)	3.9 (4.4)
産業排水	26 (26)	15 (15)	1.4 (1.5)
その他	10 (9)	29 (28)	1.3 (1.3)
合計	116 (118)	103 (104)	6.6 (7.2)

	COD	窒素	りん
兵庫県	19 (20)	18 (18)	1.1 (1.2)
:	:	:	:
合計	116 (118)	103 (104)	6.6 (7.2)

## 参考1：総量削減基本方針について（2）

### ○汚濁負荷量の削減の方途

- (1) 地域の実状に応じ、下水道整備を促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。  
加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。
- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の取組実績、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。  
また、小規模特定事業場、未規制事業場等について、引き続き、上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。
- (3) 過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理及び高度利用の推進、養殖漁場の環境改善等の施策を推進すること。
- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

### ○その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- (1) 残された干潟・藻場を保全するとともに、失われた干潟・藻場の再生の推進を図ること。
- (2) 水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、水生生物の安定的な漁獲を一層推進すること。
- (3) 浚渫や覆砂等の底質改善対策の推進を図ること。
- (4) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずること。

## 参考2：総量削減計画の例（兵庫県計画の概要）（1）

### ○発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

例：兵庫県	COD	窒素	りん
生活排水	24 (26)	20 (20)	1.5 (1.6)
産業排水	19 (20)	13 (13)	0.7 (0.7)
その他	7 (7)	19 (20)	0.6 (0.6)
合計	50 (53)	52 (53)	2.8 (2.9)

※括弧内は平成21年度における実績

### ○削減目標量の達成の方途

#### 1 生活系排水対策

- (1) 下水道の整備等
  - ※目標年度における下水処理人口や合流式下水道緊急改善計画に基づく具体的取組等

#### (2) 下水道以外の生活排水処理施設の整備

- ※目標年度におけるその他の生活排水処理施設の処理人口や浄化槽の転換促進や維持管理の具体的取組等

- (3) 一般家庭における生活排水対策
  - ※「兵庫県生活排水対策等推進要綱」に基づく雑排水対策についての普及啓発

#### 2 産業系排水対策

- (1) 総量規制基準の設定
- (2) 総量規制基準が適用されない工場又は事業場に対する対策
  - ※県の条例に基づく上乗せ排水規制

#### 3 その他の汚濁発生源に係る対策

- (1) 農地からの負荷削減対策
  - ※各種法律や計画に基づく環境負荷の軽減等に配慮した農業の具体的取組
- (2) 畜産排水対策
  - ※県の家畜排せつ物利用促進計画に基づく具体的取組
- (3) 養殖漁場の改善
  - ※県の魚介類養殖指針等に基づく負荷低減等の具体的取組

## 参考2：総量削減計画の例（兵庫県計画の概要）（2）

<p>○ その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項</p> <p>・「豊かで美しい海」の再生に向け、各種施策を総合的に推進し、順応的に改善を図る</p>	<p>(5) 監視体制の整備</p> <p>※水質監視、立入検査及び「豊かで美しい海」の再生に向けた施策の効果のモニタリング等</p> <p>(6) 環境学習・教育、啓発等</p> <p>※体験型環境学習・教育事業の展開、計画の周知徹底等の具体的取組</p>
<p>(1) 河川、海浜、干潟、浅場及び藻場の保全、再生</p> <p>※西播磨地先での浅場整備、淡路島沿岸での藻場整備等の具体的取組</p> <p>(2) 養殖等の推進</p> <p>※県指針に基づく具体的取組</p> <p>(3) 水質浄化事業の推進</p> <p>※尼崎地域の河川水質浄化、港湾計画との整合を図りつつ、底泥の浚渫、覆砂等取組</p> <p>(4) 栄養塩循環のための取組</p> <p>※ノリ養殖のための栄養塩季節別運転管理、ため池からの放水、二枚貝の放流、海水交換</p>	<p>(7) 調査研究体制の整備</p> <p>※富栄養化、栄養塩・物質循環に関する研究の推進</p> <p>(8) 中小企業者当への助成措置等</p> <p>※県の資金融資制度活用した汚濁防止施設の整備</p>